



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

令和4年3月29日(火)
国土交通省 関東地方整備局
建政部

記者発表資料

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社宇徳に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会
横浜海事記者クラブ・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

建政部 建設産業第一課長 ひろせ ゆういちろう 広瀬 祐一郎 (内線6141)

課長補佐 てらかど まさのり 寺門 正則 (内線6696)

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1921

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

	商号	許可番号	代表者	所在地
①	株式会社宇徳	国土交通大臣許可 (般・特-1)第9013号	田邊 昌宏	神奈川県 横浜市

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - ② 工事現場における安全管理体制について、一層の強化を図ること。
 - ③ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
- (2) 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処分理由

株式会社宇徳が一次下請として請け負った鳥取県米子市における発電所建設工事において、令和2年9月15日、二次下請作業員が足場上での作業中に、足場の横転により地上に墜落した。

この事故に関し、4日以上 of 休業を要する労働災害が発生したことから、遅滞なく、所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出しなければならなかったのに、令和3年1月18日に至るまで同報告書を提出しなかったこと及びこの事故に関し、令和2年12月24日、労働基準監督官からの質問に対して虚偽の陳述をしたことについて、同社及び同社元社員1名が、令和4年1月11日、米子簡易裁判所より労働安全衛生法違反で略式命令（それぞれ罰金20万円）を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。